

中華人民共和國特許法

中華人民共和國主席令第八号

《全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和國特許法」の改訂に関する決定》はすでに第十一回全国人民代表大会常務委員会第六次会議を2008年12月27日に通過したので、ここに公布し、2009年10月1日より施行する。

中華人民共和國主席 胡錦濤

2008年12月27日

(1984年3月12日、第六回全国人民代表大会常務委員会第四次会議通過。同日公布。1985年4月1日より施行。

1992年9月4日、第七回全国人民代表大会常務委員会第二十七次会議の《「中華人民共和國特許法」の改訂に関する決定》に基づいて、第一次の修正を行い、1993年1月1日より施行。

2000年8月25日、第九回全国人民代表大会常務委員会第十七次会議の《「中華人民共和國特許法」の改訂に関する決定》に基づいて、第二次の修正を行い、2001年7月1日より施行。

2008年12月27日、第十一回全国人民代表大会常務委員会第六次会議の《中華人民共和國特許法》の改訂に関する決定に基づいて、第三次の修正を行い、2009年10月1日より施行する。)

第一章 総 則

第一条 (本法制定の目的) 特許権者の合法權益を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の応用を推進し、革新能力を高め、科学技術の進歩と経済社会の発展を促進するために、本法を制定する。

第二条 (用語の定義) 本法で言う所の発明創造は発明・実用新案・意匠を指す。

発明は、製品・方法あるいはその改良に対して提出される新しい技術方案を指す。

実用新案は、製品の形状・構造あるいはその結合に対して提出される新しい技術方案を指す。

意匠は、製品の形状・図案あるいはその結合および色彩と形状・図案を結合して作り出された豊かな美感を有し併せて工業応用に適した新設計を指す。

第三条 (管轄機関) 国务院の特許行政部門が全国の特許業務の管理に責任を負い、特許出願の受理と審査を統一して行い、法により特許権を付与する。省・自治区・直轄市の人民政府特許業務管理部門は当該行政区域内の特許管理業務に責任を負う。

第四条（国家の安全と重大な利益に関わる場合） 出願された特許の発明創造が国家の安全あるいは重大な利益に関わる場合は秘密にする必要があり、国家の関連規定に従って処理する。

第五条（特許権の不付与） 法律違反・社会公德あるいは公共の利益を害する発明創造に対しては特許権を授与しない。

法律・行政法規の規定に違反して遺伝資源を取得あるいは利用し、併せて当該遺伝資源に依存して完成した発明創造に対して、特許権を付与しない。

第六条（特許権の帰属） 当該事業体の職務を執行しあるいは当該事業体の物質技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の特許権を出願する権利は当該事業体に属する。出願が認可された後は、当該事業体が権利者となる。

非職務発明創造の場合、特許を出願する権利は発明者あるいは設計者に属し、出願が認可された後は、当該発明者あるいは設計者が権利者となる。

当該事業体の物質技術条件を利用して完成した発明創造で、事業体と発明者あるいは設計者とが約定をしている場合、特許を出願する権利と特許権の帰属はその約定に従う。

第七条（特許出願の制限の禁止） 発明者あるいは設計者の非職務発明創造の特許出願に対して、如何なる事業体あるいは個人も制限してはならない。

第八条（共同あるいは委託発明） 複数の事業体あるいは個人が協力して完成した発明創造、一つの事業体あるいは個人が他の事業体あるいは個人の依頼を受けて完成した発明創造は、別に契約がある場合を除いて、特許出願の権利は完成あるいは共同して完成した事業体あるいは個人に属する。出願が認可された後、出願した事業体あるいは個人が権利者となる。

第九条（同一発明に対する先願優先） 同一の発明創造には唯一つの特許権のみを付与できる。ただし、同一出願者が同一日付行つた実用新案の出願と発明特許の出願に対しては、先に獲得した実用新案の権利がまだ消滅しておらず、かつ出願者が実用新案の権利放棄を声明した場合、発明特許権を付与できる。

二人以上の出願者が別々に同一の発明創造の特許出願をした場合、先の出願者に特許権を付与する。

第十条（特許出願権と特許権の譲渡） 特許出願権と特許権は譲渡できる。

中国の事業体あるいは個人が外国人・外国企業あるいはその他組織に特許出願権と特許権を譲渡する場合、関連法律・行政法規の規定に従って手続きする。

特許出願権と特許権を譲渡する場合、当事者は書面による契約を締結し、併せて国務院の特許行政部門に登録しなければならない。国務院の特許行政部門が公告を行う。

特許出願権と特許権の譲渡は登記の日から有効となる。

第十一条（特許権の効力） 発明と実用新案の権利が付与された後は、本法に別に規定する場合を除いて、如何なる事業体と個人も権利者の認可を得ずにその特許権を実施してはならない。すなわち、特許製品を生産販売目的で製造・使用・販売承諾・販売・輸入してはならず、その特許方法の使用または当該特許方法によって直接獲得した製品の使用・販売・販売承諾・輸入してはならない。

意匠の特許権が付与された後、如何なる事業体と個人も権利者の認可を得ずにその特許権を実施してはならず、意匠特許製品を生産販売目的で製造・使用・販売承諾・販売・輸入してはならない。

第十二条（他人の特許権使用） 如何なる事業体あるいは個人も他人の特許権を使用する場合は権利者と実施許諾契約を締結し、権利者に使用料を支払わなければならない。被許諾者は契約で規定する以外の如何なる事業体あるいは個人にも当該権利を実施させる権利がない。

第十三条（特許公開後の対価請求権） 発明特許が申請により公開された後は、出願者はその発明を実施した事業体あるいは個人に適切な対価の支払いを請求できる。

第十四条（国家・公益特許） 国有企業や事業単位（訳者注：科学研究・文化・教育・医療などの分野における公益法人のような組織）の発明特許が国家の利益あるいは公共の利益に重要な意義がある場合、国务院の関連部門と省・自治区・直轄市人民政府は国务院の認可を経て、許可された範囲内での普及応用を決定し、指定した事業体を実施することを許可し、実施事業体は国家の規定に従って権利者に使用料を支払う。

第十五条（特許権の行使） 特許出願権あるいは特許権の共有者は特許権の行使に対して約定がある場合、その約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で実施あるいは通常許諾方式で他人に当該特許の実施を許諾してよい。他人に当該特許の実施を許諾した場合、取得した使用料は共有者の間で分配されなければならない。

前項規定の場合を除き、共有の特許出願権あるいは特許権の行使は共有者全員の同意を得なければならない。

第十六条（職務発明の褒賞と報酬） 特許権を与えられた事業体は職務発明の発明者あるいは考案者に対して褒賞を与えなければならない。発明特許の実施後は、その応用範囲の広さと得られた経済効果に応じて発明者あるいは考案者に対して合理的な報酬を与えなければならない。

第十七条（特許関連標記の権利） 発明者あるいは考案者は特許文中に自己が発明者あるいは考案者であることを明記する権利を有する。

特許権者はその特許製品あるいは当該製品の包装上に特許標識を標記する権利がある。

第十八条（外国人の特許出願） 中国に定常的な住所あるいは営業所を有しない外国人・外国企業あるいは外国のその他の組織が中国に特許を出願する場合、その属する国

と中国が締結した協議あるいは共同参加した国際条約に従い、あるいは互恵の原則に従い、本法に基づいて処理する。

第十九条（特許代理機構） 中国に定常的な住所あるいは営業所を有しない外国人・外国企業あるいは外国のその他の組織が中国に特許を出願しその特許事務を行う場合、法に基づいて設立された特許代理機構にその処理を委託しなければならない。

中国の事業体あるいは個人が中国内に特許出願とその他権利の事務を処理する場合、法に基づいて設立された特許代理機構にその処理を委託できる。

特許代理機構は法律・行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて特許出願あるいはその他特許事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造した内容に対して特許出願で既に公布あるいは公告されたものを除いて秘守義務を負う。特許代理機構の具体的な管理方法は国務院が規定する。

第二十条（特許の外国出願） 如何なる事業体あるいは個人も中国内で完成された発明あるいは実用新案を外国に特許出願する場合、事前に国務院の特許行政部門に報告して秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持審査の手続きや期限などは国務院の規定にしたがって行う。

中国の事業体あるいは個人は中華人民共和国が参加している関連した国際条約に従って特許の国際出願を出来る。出願者が特許の国際出願を行う場合、前項の規定を遵守しなければならない。

国務院の特許行政部門は中華人民共和国が参加した関連の国際条約・本法と国務院の関連規定に従って特許の国際出願を処理する。

本条第一項の規定に違反して外国に特許出願した発明あるいは実用新案に対しては、中国に特許出願した場合、特許権を付与しない。

第二十一条（特許行政部門の義務） 国務院の特許行政部門およびその特許再審査委員会は客観・公正・正確・時機の要求に従って法により関連特許の出願と請求を処理しなければならない。

国務院の特許行政部門は完全・正確・迅速に特許情報を公開し、定期的に特許広報を出版しなければならない。

特許出願公開あるいは公告前において、国務院の特許行政部門の職員および関係者はその秘守義務を負う。

第二章 特許権付与の条件

第二十二条（特許権の付与条件） 特許権を付与する発明と実用新案は新規性と創造性と実用性を具備していなければならない。

新規性は、当該発明あるいは実用新案が現有技術に属さないことを指し、また如何なる事業体あるいは個人も同様な発明あるいは実用新案を出願日以前に国務

院の特許行政部門に出願し、且つ出願日以降に公開された特許出願書類あるいは公告された特許文書中に記載されている状況が無いことを言う。

創造性は、現有技術と比べて当該発明が際立った実質的な特色と顕著な進歩をしており、当該実用新案が実質的な特色と進歩をしていることを指す。

実用性は、発明あるいは実用新案の製造あるいは使用が可能で、且つ積極的な効果を生み出すことが可能なことを指す。

本条で言う所の現有技術は、出願日以前に国内外で公衆に知られている技術を指す。

第二十三条（特許意匠の条件） 特許権を付与する意匠は、現有意匠に属さないものでなければならず、如何なる事業体あるいは個人も同様な意匠を出願日以前に国務院の特許行政部門に出願し、且つ出願日以降に公開された特許出願書類あるいは公告された特許文書中に記載されている状況が無いものでなければならない。

特許権を付与する意匠と現有意匠あるいは現有意匠の特徴の組み合わせと比べて顕著な区別を具有していなければならない。

特許権を付与する意匠は、出願日以前に他人が既に取得した合法権利と衝突してはならない。

本法で言う所の現有意匠は、出願日以前に国内外で公衆に知られている意匠を指す。

第二十四条（新規性の保持条件） 特許出願の発明は出願日以前六ヶ月以内に、下記の状況の一つがあっても、新規性を失わない。

- （一）中国政府が主催あるいは承認した国際展覧会に初めて展示した場合
- （二）規定の学術会議あるいは技術会議にて始めて発表した場合
- （三）他人が出願者の同意を得ずにその内容を漏らした場合

第二十五条（特許権の不付与） 下記の各項に対して特許権を付与しない

- （一）科学発見
- （二）知力活動の規則と方法
- （三）疾病の診断と治療方法
- （四）動物と植物の品種
- （五）原子核変換を用いて獲得する物質
- （六）平面印刷品の図案・色彩あるいは二者の結合で作られた主に標識作用を果たすデザイン

前項第四項に列記した製品の生産方法に対しては本法の規定に従って特許権を付与してよい。

第三章 特許の出願

第二十六条（出願書類） 発明あるいは実用新案の出願をする場合、出願書・明細書・およびその要約と特許請求の範囲などの書類を提出しなければならない。

出願書は、発明あるいは実用新案の名称・発明者の氏名・申請者の氏名あるいは名称所在地およびその他の事項を明記しなければならない。

明細書は、発明あるいは実用新案に対して、属する技術領域の技術者が実現できることを基準として、明瞭に完全な説明をしなければならない。必要な時は図を付けなければならない。要約は、発明あるいは実用新案の技術の要点を簡単に要領よく説明しなければならない。

特許請求の範囲は、明細書に従って明瞭に簡潔に特許請求の範囲を限定しなければならない。

遺伝資源によって完成された発明は、出願者が特許出願文書中に於いて当該遺伝資源の直接的な出所と最初の出所を説明しなければならない。出願者が最初の出所を説明できない場合、理由を述べなければならない。

第二十七条（意匠の出願書類） 意匠を出願する場合、出願書・当該意匠の図面あるいは写真および当該意匠の簡潔な説明などの文書を提出しなければならない。

出願者が提出する関連する図面あるいは写真は、特許保護を請求する製品の意匠を明瞭に示すものでなければならない。

第二十八条（出願日） 国務院の特許行政部門が特許出願文書を受取った日を出願日とする。

もし出願文書が郵送される場合は、差出の消印日を出願日とする。

第二十九条（出願優先権） 出願者は、発明あるいは実用新案が外国に於いて初めて特許出願をした日から 12 ヶ月以内に、あるいは意匠を外国に於いて最初に出願した日から 6 ヶ月以内に、中国において同じ主題の特許出願をする場合、当該外国と中国が締結した協議あるいは共同参加した国際条約に従って、あるいは優先権相互承認の原則に従って、優先権を享受できる。

出願者は、発明あるいは実用新案が中国において最初に特許出願した日から 12 ヶ月以内に、国務院の特許行政部門に向けて同じ主題の特許出願を行う場合、優先権を享受できる。

第三十条（優先権の請求） 出願者が優先権を請求する場合、出願時に書面による声明を提出し、併せて 3 ヶ月以内に最初に提出した特許出願文書の副本を提出しなければならない。書面による声明あるいは期限を過ぎても特許出願の副本を提出しない場合、優先権を請求しないものと見做す。

第三十一条（特許出願と発明件数） 一件の発明あるいは実用新案の特許出願は、一項の発明あるいは実用新案に限らなければならない。一個の全体的な発明構想に属する二項以上の発明あるいは実用新案は一件として出願してよい。

一件の意匠出願は一項の意匠に限らなければならない。同一製品の二項以上の類似の意匠、あるいは同一類別に属し且つセットして販売あるいは使用される製

品の二項以上の意匠は、一件として出願できる。

第三十二条（特許出願の撤回）申請者は、特許権を付与される前には、何時でもその特許出願を取下げできる。

第三十三条（補正）出願者は、その特許出願した書類に対して補正できる。但し、発明と実用新案の特許出願の文書の補正は、元の明細書と権利権請求の範囲に記載された範囲を超えてはならない。意匠の特許申請書類の補正は、元の図面あるいは写真で示す範囲を超えてはならない。

第四章 特許出願の審査と認可

第三十四条（特許出願の公開）国務院の特許行政部門は発明特許出願を受取った後、初步的な審査により本法の要求に合致すると認められた場合、出願日から 18 ヶ月後に直ちに公開する。国務院の特許行政部門は出願者の要請があれば早期にその出願を公開できる。

第三十五条（実質審査）発明特許出願の出願日から 3 年以内に、国務院特許行政部門は出願者が随時に提出する請求に基づいて、その出願に対して実質審査を行うことができる。出願者が正当な理由無くして期限を過ぎても実質審査の請求をしない場合、当該出願は撤回されたものと見做される。

国務院特許行政部門が必要と認めるとき、自主的に発明特許出願に対して実質審査をしてよい。

第三十六条（関連資料の提出）発明特許の出願者は、実質審査を請求する時、出願日以前のその発明に関連する参考資料を提供しなければならない。

発明特許がすでに外国に於いて出願済みの場合、国務院特許行政部門は出願者に指定期日以内に当該国がその審査のために行った資料検索あるいは審査結果の資料の提出を要求できる。正当な理由無く期日を過ぎても提出しない場合、当該出願は取下げられたものと見做される。

第三十七条（意見陳述・補正）国務院特許行政部門は発明特許出願に対して実質審査を行った後、本法の規定に適合しないと認識した場合、申請者に通知し、指定期日以内に意見陳述あるいはその出願に対して補正を要求しなければならない。正当な理由無く期日を過ぎても回答がない場合、当該出願は取下げられたものと見做される。

第三十八条（特許出願の拒絶）発明特許が出願者の意見陳述あるいは補正を行った後、国務院特許行政部門がやはり本法の規定に適合しないと認識した場合、拒絶しなければならない。

第三十九条（発明特許権）発明特許出願が実質新を経ても拒絶理由が見つからない場合、国務院特許行政部門によって発明特許権付与の決定がなされ、発明特許証書が発

給さ、同時に登記され公告される。発明特許権は公告の日から効力を生じる。

第四十条（実用新案権あるいは意匠権） 実用新案と意匠特許出願は初歩的な審査を経て拒絶理由が見つからない場合、国務院特許行政部門によって実用新案権あるいは意匠権の決定がなされ、相応の特許証書が発給さ、同時に登記され公告される。実用新案権と意匠権は公告の日から効力を生じる。

第四十一条（再審委員会の審査） 国務院特許行政部門は特許再審委員会を設立する。特許出願者は国務院特許行政部門の出願拒絶の決定に対して不服な場合、通知を受取った日から 3 ヶ月以内に、特許再審委員会に再審を請求できる。特許再審委員会が再審の後、決定を行い、併せて特許出願者に通知する。

特許出願者は特許再審委員会の再審決定に不服な場合、通知を受取った日から 3 ヶ月以内に、裁判所に提訴できる。

第五章 特許権の存続期間・消滅と無効

第四十二条（有効期間） 発明特許権の存続期間は 20 年とし、実用新案権と意匠権の存続期間は 10 年とし、均しく出願の日から計算する。

第四十三条（年費の納付） 特許権者は権利を付与された当年から特許料を納付しなければならない。

第四十四条（特許権の消滅） 下記の状況の一つに該当する場合、特許権は期間満了前に消滅する。

（一）規定に従って特許料を納付しない場合

（二）特許権者が書面で以ってその特許権の放棄を声明した場合

特許権が期間満了前に消滅した場合、国務院特許行政部門は登記し公告する。

第四十五条（無効審判の請求） 国務院特許行政部門による特許権付与公告の日から、如何なる事業体あるいは個人も当該特許権の付与が本法の関連した規定に適合しないと認識した場合、特許再審委員会に当該特許権の無効を宣告するように請求できる。

第四十六条（無効の決定） 特許再審委員会は特許権無効宣告の請求に対して速やかに審査し決定し、併せて請求者と特許権者に通知しなければならない。特許権の無効宣告の決定は、国務院特許行政部門により登記され公告される。

特許再審委員会の特許権無効の宣告あるいは特許権維持の決定に対して不服な場合、通知を受取った日から 3 ヶ月以内に、裁判所に提訴できる。裁判所は無効審判請求手続きの相手側当事者に第三者として訴訟に参加するように通知しなければならない。

第四十七条（無効宣告の作用） 無効宣告された特許権は最初から存在しなかったものと見做す。

特許権の無効宣告の決定は、特許権無効宣告の前に裁判所が行い既に執行された権利侵害の判決、調停書、既に履行されたあるいは強制執行された特許権侵害紛争処理の決定、および既に履行された特許実施許諾契約と特許権譲渡契約に対して、遡及力は無い。但し、特許権者の悪意により他人に与えた損害は、賠償しなければならない。

前項の規定に従って特許権侵害賠償金・特許使用料・特許権譲渡代金を返還しないことが、明らかに公平の原則に反する場合、全部あるいは一部返還しなければならない。

第六章 特許実施の強制許可

第四十八条（強制実施許可の一般条件） 下記の状況の一つに該当する場合、国務院特許行政部門は実施条件を備えた事業体あるいは個人の申請に従って、発明特許あるいは実用新案の実施の強制許可を与えることができる。

（一）特許権者が特許権を付与された日から満 3 年、且つ特許出願の日から満 4 年、正当な理由無くその特許を実施しないあるいは十分に実施しない場合

（二）特許権者が特許権を行使する行為が独占行為と法により認定され、当該行為の競争に対する不利な影響を除去あるいは減少するための場合

第四十九条（国家の必要時） 国家に緊急事態あるいは非常事態が出現した時、あるいは公共の利益のために、国務院特許行政部門は発明特許あるいは実用新案の実施の強制許可を与えることができる。

第五十条（公共の健康のため） 公共の健康のために、特許権を取得した薬品に対して、国務院特許行政部門はその製造ならびに中華人民共和国が参加した関連の国際条約の規定に合致する国家あるいは地域へのその輸出の強制許可を与えることができる。

第五十一条（先行特許の強制実施許可） 一つの特許権を取得した発明あるいは実用新案が前に既に取得されている特許権の発明あるいは実用新案に比して顕著な経済的意義がある重要な技術進歩を遂げて折り、その実施が前の発明あるいは実用新案の実施に依存している場合、国務院特許行政部門は後の特許権者の申請を根拠に、前の発明あるいは実用新案実施の強制許可を与えることができる。

前項の規定による実施の強制許可の状況において、国務院特許行政部門は前の特許権者の申請を根拠に、後の発明あるいは実用新案実施の強制許可を与えることができる。

第五十二条（半導体技術に関する限定） 強制許可が半導体技術に及ぶ場合、その実施は公共の利益と本法第四十八条第（二）項が規定する状況に限られる。

第五十三条（強制実施許可の制限） 本法第四十八条第（二）項と第五十条が規定する強制

許可を除き、強制許可の実施は主に国内市場に供給するためでなければならない。

第五十四条（強制実施許可申請者の証明責任）本法第四十八条第（一）項と第五十一条が規定する強制許可を申請する事業者あるいは個人は、証拠を提供し、特許権者にその特許実施を合理的な条件を以って請求したが、合理的な期間内に許可が得られなかったことを証明しなければならない。

第五十五条（強制実施許可の決定）国務院特許行政部門が行った強制許可実施の決定は、特許権者に速やかに通知し、併せて登記し公告しなければならない。

強制許可実施の決定は、強制許可を行う理由を根拠にして、実施する範囲と期間を規定しなければならない。強制許可の理由が消滅し且つ再発生しない時、国務院特許行政部門は権利者の請求に基づいて、審査を経たのち強制許可の終止を決定しなければならない。

第五十六条（強制実施許可の取得者の権利）強制許可の実施を取得した事業者あるいは個人は独占実施権を享有せず、且つ他人に実施権を許可する権限もない。

第五十七条（強制実施許可の使用料）強制許可の実施を取得した事業者あるいは個人は特許権者に合理的な使用料を支払い、あるいは中華人民共和国が参加している関連の国際条約の規定により使用料問題を処理しなければならない。使用料を支払う場合、その金額は双方の協議による。双方が協議で合意できない場合、国務院特許行政部門が裁決する。

第五十八条（決定や裁決に不服な場合の提訴）特許権者が国務院特許行政部門の強制実施許可の決定に関して不服な場合、特許権者と強制実施許可を取得した事業者あるいは個人が国務院特許行政部門の強制実施許可の使用料の裁決に関して不服な場合、通知を受取った日から3ヶ月以内に裁判所に提訴できる。

第七章 特許権の保護

第五十九条（保護の範囲）発明あるいは実用新案の特許権の保護範囲はその権利請求の内容を基準とし、明細書および添付の図面は権利請求の内容の解釈に用いることができる。

意匠権の保護範囲は図面あるいは写真中の当該製品の意匠を基準とし、簡単で要領よい説明は図面あるいは写真が表示する当該製品の意匠の解釈に用いることができる。

第六十条（権利侵害紛争の処理）特許権者の許可を経ずに、その特許を実施し、即ちその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議して解決する。協議を望まずあるいは協議が成立しない場合、特許権者あるいは利害関係者は裁判所に提訴でき、また特許業務管理部門に処理を請求できる。特許業務管理部門が処理する時、侵害行為成立を認定した場合、権利侵害者に直ちに侵害行為を停止する

命令を行うことができ、当事者が不服な場合、通知を受取った日から 15 日以内に《中華人民共和国行政訴訟法》に従って裁判所に提訴できる。権利侵害者が期限を過ぎても提訴せずまた権利侵害行為を停止しない場合、特許業務管理部門は裁判所に強制執行を請求できる。処理を行う特許業務管理部門は当事者の請求により権利侵犯の賠償金額の調停を行うことができる。調停が成立しない場合、当事者は《中華人民共和國民事訴訟法》に従って裁判所に提訴できる。

第六十一条（侵害紛争関連資料の提出） 特許権侵害紛争が新製品製造方法の発明特許に及ぶ場合、同様な製品を製造する事業体あるいは個人はその製品製造方法が特許方法と同じでないことの証明を提供しなければならない。

特許権侵害紛争が実用新案あるいは意匠に及ぶ場合、裁判所あるいは特許業務管理部門は特許権者あるいは利害関係者に、國務院特許行政部門が関連する実用新案あるいは意匠に対して行った検索・分析と評価後に作られた特許権評価報告の提出を要求でき、特許侵害紛争処理を審査・処理する証拠とすることができる。

第六十二条（特許権侵犯を構成しない場合） 特許紛争中に於いて、告発を受けた権利侵害者がある実施した技術あるいは意匠が先行技術あるいは先行意匠に属することを証明する証拠を持っている場合、特許権侵犯を構成しない。

第六十三条（特許権侵犯の処罰） 特許を偽った場合、法により民事責任を負う外、特許業務管理部門は、命令して改正させ合わせて公告し、違法所得を没収し、併せて違法所得の四倍以下の罰金を課すことができる。違法所得がない場合、二十万元以下の罰金に処してよい。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第六十四条（特許侵犯嫌疑の対処） 特許業務管理部門はすでに取得した証拠に基づいて、特許を偽った行為の嫌疑に対して調査処分する時、関連した当事者に質問し、違法行為の嫌疑のある関連状況を調査することができる。当事者の違法行為の嫌疑のある場所に対して現場検査し、違法行為の嫌疑のある関連した契約・伝票・帳簿およびその他関連資料を査閲し複製できる。違法行為の嫌疑のある関連製品を検査し、特許を偽ったことを証明する証拠のある製品に対して、封印あるいは差押さえできる。

特許業務管理部門が法により前項規定の職権を行使する時、当事者はこれを助け協力しなければならず、拒絶・妨害をしてはならない。

第六十五条（特許権侵犯の賠償金額） 特許権侵犯の賠償金額は権利者が特許侵犯されたことによって受けた実際の損失によって確定する。実際の損失を確定しがたい場合、特許権侵害者が獲得した利益によって確定する。権利者の損失あるいは権利侵害者の獲得した利益が確定しがたい場合、当該特許の使用許諾金額の倍数を参照して合理的に確定する。賠償金額は権利者が特許侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含めなければならない。

権利者の損失あるいは権利侵害者の獲得した利益と当該特許の使用許諾金額が

確定しがたい場合、裁判所は特許権の種類・侵害行為の性質と情状などの要素を根拠に、一万元以上百万元以下の賠償支払いを確定できる。

第六十六条（特許権侵害行為の停止命令の申請） 特許権者あるいは利害関係者は、他人が特許権侵害行為をまさに実施しているあるいは実施しようとしていることを証明する証拠があり、もし直ちに制止しなければその合法権益が補いきれない損失を受ける場合、提訴の前に裁判所に関連行為を停止させる命令をする措置を採るよう申請できる。

申請者は申請するときに、担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合、申請を却下する。

裁判所は申請を受取った時から 48 時間以内に裁定を出さなければならない。特殊な状況で延長が必要な場合、48 時間延長できる。関連行為の停止命令を裁定した場合、直ちに執行しなければならない。当事者が裁定に不服な場合、再審査を一回請求できる。再審査の期間は裁定の執行を停止しない。

申請者が、裁判所が関連行為の停止命令処置を採った日から 15 日以内に、提訴しない場合、裁判所は当該措置を解除しなければならない。

申請に誤りがあった場合、申請者は被申請者が関連行為の停止によって受けた損失を賠償しなければならない。

第六十七条（証拠保全措置の申請） 特許権侵害行為を制止するために、証拠が滅失あるいは以後では取得し難くなる可能性がある状況の下るとき、特許権者あるいは利害関係者は提訴する前に裁判所に証拠保全の申請をできる。

裁判所は保全措置を採る場合、申請者に担保の提供を命令できる。申請者が担保を提供しない場合、申請を却下する。

裁判所は申請を受取った時から 48 時間以内に裁定を出さなければならない。保全措置を裁定した場合、直ちに執行しなければならない。

申請者が、裁判所が裁定措置を採った日から 15 日以内に、提訴しない場合、裁判所は当該措置を解除しなければならない。

第六十八条（特許権侵害訴訟の時効） 特許権侵害の訴訟時効は二年とし、権利者あるいは利害関係者が特許権侵害行為を知ったあるいは知り得たべき日から計算する。

発明特許出願公布後から、特許権付与前に当該発明が使用され適当な使用料が支払われなかった場合、権利者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は 2 年とし、権利者が知ったあるいは知り得たべき日から計算する。ただし、特許権者が特許権付与の前にすでに知ったかあるいは知るべきであった場合、特許権付与の日から計算する。

第六十九条（特許権侵害と見做さない場合） 下記の状況の一つに該当する場合は、特許権侵害と見做さない。

（一）特許製品あるいは特許方法によって直接得られた製品が特許権者あるいは

その許諾された事業者・個人によって販売された後、当該製品を使用・販売許諾・販売・輸入した場合

- (二) 特許出願日前にすでに同一製品を製造し、同一方法を使用し、あるいはすでに製造・使用の準備が整っていて、かつ元の範囲内で継続して製造・使用する場合
- (三) 中国の領土・領海・領空を臨時に通過する外国の運輸手段が、その属する国が中国と締結した協議あるいは共同参加した国際条約に従って、あるいは互惠の原則に従って、運輸手段自身が必要とするその装置と設備中に関連する特許を使用する場合
- (四) 関連特許を科学研究と実験にのみ使用する場合
- (五) 行政審査認可に必要な情報を提供するために、特許薬品あるいは特許医療機器を製造・使用・輸入する場合、およびそのために専門的に特許薬品あるいは特許医療機器を製造・輸入する場合

第七十条（賠償責任の不問） 特許権者の許諾を得ずに製造販売された特許侵犯商品であることを知らずに、生産営業目的で使用し、販売許諾あるいは販売をし、当該製品の合法的な出所を証明できる場合、賠償責任を負わない。

第七十一条（違法出願の処分） 本法第二十条の規定に違反して外国に特許出願し、国家機密を漏洩した場合、所属事業者あるいは上級機関が行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第七十二条（発明者の保護） 発明者あるいは設計者の非職務発明創造特許出願権と本法規定のその他権益を奪い侵した場合、所属の事業者あるいは上級機関が行政処分を行う。

第七十三条（特許業務管理部門の営業活動禁止） 特許業務管理部門は社会に特許製品を推薦するなどの営業活動に参加してはならない。

特許業務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関あるいは監察機関が改正を命じ、影響を除去し、違法収入があればそれを没収する。状況が酷い場合、直接に責任のある主管者とその他責任者を法により行政処分する。

第七十四条（国家機関職員の不正行為） 特許管理業務に従事する国家機関の職員およびその他関連国家機関の職員が職務を怠慢し、職権を濫用し、情実のために不正を行い、犯罪を構成した場合は法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法により行政処分を行う。

第八章 付則

第七十五条（手続き費用の納付） 国务院特許行政部門に特許出願とその他手続き処理を行う場合、規定により費用を納付しなければならない。

第七十六条（施行日）本法は 1985 年 4 月 1 日より施行する。

注記：

本《中華人民共和国特許法》の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。

なお、各条の後の（ ）内の記述は、訳者が読者の便宜のために付加したもので、中国文の正式な特許法にはありません。